

白山市国土強靱化地域計画

(平成31(2019)年度～2021年度)

令和3年3月

石川県白山市

<目 次>

| | | |
|-----|--|----|
| I | はじめに | 1 |
| II | 基本的な考え方 | 1 |
| 1 | 計画の位置づけ | 1 |
| 2 | 計画の期間 | 1 |
| 3 | 基本目標 | 1 |
| 4 | 事前に備えるべき目標 | 1 |
| 5 | 基本的な方針 | 2 |
| 6 | 脆弱性評価 | 2 |
| 7 | 起きてはならない最悪の事態の設定 | 3 |
| III | 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性の評価、 推進方針・目標指標・関連する計画等 | 4 |
| 1 | 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる | 4 |
| 2 | 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる .. | 12 |
| 3 | 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する | 19 |
| 4 | 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない ... | 20 |
| 5 | 制御不能な二次災害を発生させない | 22 |
| 6 | 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復 できる条件を整備する | 23 |
| IV | 計画の推進..... | 26 |

I はじめに

わが国は、東日本大震災において、未曾有の大災害を経験した。この教訓を踏まえ、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定された。

この中で、「第 13 条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、（中略）国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる」とされている。

基本法制定以降も、集中豪雨による土砂災害、活火山の噴火といった甚大な自然災害が多発するとともに、これまでに建設された公共インフラの老朽化も顕在化してきていることから、基本法に則り、本市の強靱化に関する取り組みの方向性を示す指針として本計画をここに策定するものである。

II 基本的な考え方

基本法第 14 条において、「国土強靱化地域計画は国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されており、このことを踏まえ、本計画を策定する。

1 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づくものであり、下記の計画期間における本市の強靱化に関する取り組みの方向性を示す指針として位置づけるものである。

2 計画の期間

平成 31（2019）年度～2021 年度

3 基本目標

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 本市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

4 事前に備えるべき目標

- (1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- (2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- (3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない
- (5) 制御不能な二次災害を発生させない
- (6) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

5 基本的な方針

本計画では、国の「国土強靱化基本計画」や「石川県強靱化計画」との調和を図るため、対象とするリスクを大規模な自然災害とし、以下の基本方針のもと、本計画を策定・推進する。

- (1) 本市の強靱性を損なう原因をあらゆる側面から検討する。
- (2) 市内各地域の強靱化はもとより、地域の特性を踏まえつつ、地域間相互が連携・補完し合いながら、市全体の強靱化を図る。
- (3) 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- (4) 公共インフラの整備・耐震化をはじめとする「ハード」事業と、防災教育等による「ソフト」事業の組み合わせによる総合的な対策に取り組む。
- (5) 「自助」（自分の身は自分で守る）や、「共助」（近所や地域の方々と助け合う）による地域防災力の向上を図りつつ、「公助」（公的な支援）の機能強化による取り組みを推進する。
- (6) 平時にも有効活用される対策となるよう工夫する。
- (7) 既存の社会資本を有効活用する等、費用を縮減しつつ効果的・効率的に施策を推進する。

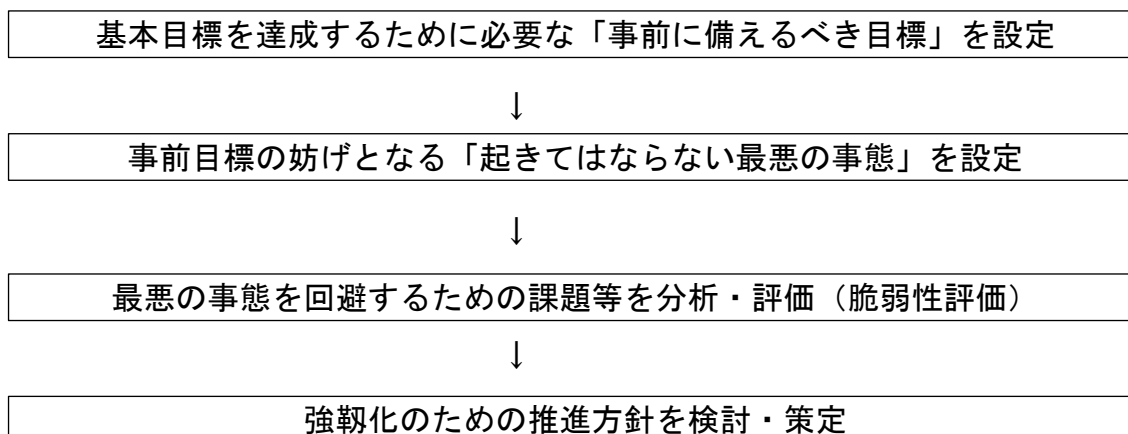
6 脆弱性評価

(1) 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害に対する脆弱性を評価することは、国土強靱化に関する取り組みの方向性を定め、効果的・効率的に推進していく上で必要なプロセスであり、国土強靱化基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方針が示されている。

本計画においても、本市の強靱化に必要な事項を明らかにするため、国及び石川県が実施した評価手法等を参考に、脆弱性評価を実施した。

(2) 脆弱性評価の流れ



7 起きてはならない最悪の事態の設定

先に設定した6つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、その妨げとなる18の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

| 事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態 |
|--|---|
| 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる | 1-1 大規模地震による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 |
| | 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生 |
| | 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水及び洪水等による死傷者の発生 |
| | 1-4 土砂災害・火山噴火による多数の死傷者の発生 |
| | 1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 |
| | 1-6 豪雪に伴う被害の拡大 |
| 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる | 2-1 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 |
| | 2-2 被災地における医療・福祉機能等の麻痺 |
| | 2-3 消防等の被災による救助・救急活動等の停滞 |
| | 2-4 食料等の安定供給の停滞 |
| | 2-5 被災地における感染症等の大規模発生 |
| | 2-6 多数の避難者により避難所・福祉避難所での避難生活が困難となる事態 |
| 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する | 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下 |
| 4 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない | 4-1 ライフライン（上下水道、電気、情報通信、燃料等）の長期間にわたる機能停止及び風評被害等による経済活動の停滞 |
| 5 制御不能な二次災害を発生させない | 5-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 |
| 6 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する | 6-1 基幹インフラの損壊、地域交通ネットワークが分断により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | 6-2 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞及び有害物質の大規模拡散・流出により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | 6-3 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足 |

Ⅲ 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性の評価、 推進方針、目標指標、関連する計画等

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1

大規模地震による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 1 住宅をはじめとする建築物等の耐震化及び老朽化対策が必要
- 2 公共建築物の耐震化及び老朽化対策が必要
- 3 建築物内の室内安全対策が必要
- 4 ブロック塀の安全対策等、避難路の安全対策が必要
- 5 救助活動や救援物資輸送等に支障がないよう、幹線道路の強化が必要
- 6 共助に必要な地域の災害対応力の向上が必要
- 7 消防団や自主防災組織の連携強化を図り地域防災力を向上させることが必要
- 8 避難行動要支援者への支援体制が必要
- 9 建物密集地等、消火が困難となる地域の防火体制の整備が必要

【推進方針】

1 建築物等の耐震化及び老朽化対策の推進

- (1) 地震発生後の避難の妨げになるとともに、地震火災の発生の要因となる住宅や建築物の倒壊の軽減を目指して、耐震化を推進する。
- (2) 市民に耐震診断・改修費の助成等の制度周知を進めるとともに、「白山市耐震改修促進計画」（平成20年4月策定、平成28年3月一部改訂）に基づき、総合的に耐震化事業を推進する。
- (3) 市が保有・管理する公共建築物について、総合的かつ計画的な管理を推進するための基本方針となる「白山市公共施設等総合管理計画」（平成27年3月策定）に基づき、計画的な維持管理・更新に取り組む。
- (4) 社会福祉施設の老朽化対策について、長期的な視点をもって計画的な維持管理・更新に取り組むための支援を推進する。

2 建築物内及び避難路の安全対策の推進

- (1) 家具の転倒防止対策として、金具による家具の固定等による補強対策の普及・啓発を推進する。
- (2) 地震による建築物の窓ガラス飛散や天井落下、外装タイルの剥離、看板等工作物の破損落下による被害を防止するために、建築物の適正な維持・管理や点検の重要性を継続的に啓発する。
- (3) 危険ブロック塀解体撤去費を助成する制度の周知を進めるとともに、ブロック塀転倒対策等による避難路の安全対策を推進する。
- (4) 電柱倒壊による道路閉塞を回避するため、幹線道路の無電柱化を推進する。
- (5) 緊急輸送道路等の重要路線を優先して耐震性を強化する。
- (6) 社会福祉施設の耐震化や防火体制の強化について、助成制度の一層の周知を図り、取り組みを推進する。

3 地域の防災力・災害対応力の向上

- (1) 地域の災害対応力の向上を図るために、防災士の育成を図るとともに、自主防災組織の訓練の実施率の向上を図る。

- (2) 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、名簿の作成や個別計画の策定、避難訓練の支援等を推進し、地域と連携した避難支援体制を構築する。
- (3) 防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等について、啓発をし、地震発生時の出火防止の徹底を推進する。
- (4) 災害用ドローンの導入等、先進の防災技術を駆使して、複雑多様化する災害に対応できる防災体制を構築する。
- (5) 消防団員を確保し、災害対応能力の向上と地域への防災指導力を強化する。
- (6) 各消防分団に配備している消防ポンプ車を順次更新することにより、地域防災力の充実強化を図る。

4 建物密集地区に対する防火対策の推進

- (1) 規模に応じて防火措置を施した建築物の建築が義務付けられている準防火地域のほか、建物密集地区の建築物においては、防火性能を高めるよう市民への指導・周知を図る。
- (2) 出火率の低下や初期消火力を強化するため、家庭用防災用品購入費助成事業を活用し、住宅用火災警報器、感震ブレーカー、家具類の転倒防止器具等の防災用品の配備を広く普及啓発し、予防体制の強化を図る。
- (3) 木造住宅密集地域における消火栓使用不能時の対策として、用水等自然水利の活用を図る。

【目標指標】

| | 目標指標 | 単位 | 現況値 (H29(2017)年度) | 目標値 (2021年度末) |
|---|------------|----|----------------------|------------------|
| 1 | 住宅の耐震化率 | % | 89 | 95 |
| 2 | 自主防災組織の設置率 | % | 92 | 100 |
| 3 | 防災士数 | 人 | 361 | 600 |
| 4 | 消防団員の充足率 | % | 89 | 100 |

【関連する計画等】

- 1 白山市地域防災計画
(平成18年4月策定、平成25年2月、平成27年3月、平成28年3月、平成28年7月、平成29年3月、平成29年11月、平成30年10月一部改訂)
- 2 白山市耐震改修促進計画 (平成20年4月策定、平成28年3月一部改訂)
- 3 白山市公共施設等総合管理計画 (平成27年3月策定)

大規模津波等による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 1 津波浸水想定を検証が必要
- 2 避難路・避難場所の安全性の確保が必要
- 3 災害情報の収集、伝達体制の強化が必要
- 4 津波避難空間の確保と避難訓練による実効性向上が必要
- 5 海岸保全施設の整備等による高潮対策や侵食対策等が必要

【推進方針】

1 津波からの確実な避難をするための各種取り組みの推進

- (1) 避難行動を速やかにとれるよう、避難方法の周知、避難路・避難場所の安全性の確認等、適切な避難行動の周知を推進する。
- (2) 北陸自動車道等を利用した緊急避難場所等、津波避難空間の確保を継続するとともに、実践的な津波避難訓練を継続的に実施する。
- (3) 防災行政無線戸別受信機の整備や各種 I C T を活用し情報収集・伝達体制を強化するとともに、消防団や自主防災組織等の安全を確保するために、退避ルールの確立を推進する。
- (4) 高齢者、障害者の防災安全対策の促進や早めの避難行動に関する啓発・支援等を推進する。

2 高潮対策や侵食対策等に向けた取り組みの推進

- (1) 高潮対策や侵食対策等として、堆砂効果を有する離岸堤等による前浜の形成維持、海岸堤防等の海岸保全施設整備による越波の防止を図る。

【目標指標】

| | 目標指標 | 単位 | 現況値 (H29(2017)年度) | 目標値 (2021年度末) |
|---|-------------------|----|----------------------|------------------|
| 1 | 防災行政無線(戸別受信機)の整備率 | % | 15 | 100 |

【関連する計画等】

- 1 白山市津波避難計画(平成29年11月策定)
- 2 津波・高潮ハザードマップ(平成24年11月策定、平成30年3月改訂)

1 - 3

異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水及び洪水等による死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 1 河川改修や幹線排水路の整備等による浸水対策が必要
- 2 農業水利施設の改修や補強が必要
- 3 新たな開発行為等において適切な雨水調整池又は雨水浸透柵等の整備が必要
- 4 森林や農地の保全による洪水調節機能の維持向上が必要
- 5 河川堤防や道路等を応急復旧する体制の構築が必要
- 6 避難者に対し防災情報の的確な伝達が必要
- 7 要救助者に対する救助体制の構築が必要

【推進方針】

1 長期的な浸水被害の解消に向けた対策の推進

- (1) 都市化の進展による遊水機能の減少や山間部の開発等による河川の負荷増大とこれまでの浸水被害等を踏まえ、必要な雨水幹線の整備を計画的に実施するとともに、河川管理者による河川改修事業を促進する。
- (2) 幹線排水路等の整備による浸水対策を推進する。
- (3) 農業水利施設について、計画的に改修・補強等を図る。
- (4) 新たな開発行為等に対し、雨水調整池又は雨水浸透性柵等の設置を指導し、流出抑制対策を行う。
- (5) 森林や農地の保全による洪水調節機能の維持向上を図る。
- (6) 河川堤防の復旧や、内水排除等を速やかに実施する体制を構築するため、各施設管理者と連携した計画策定や迅速な資機材の調達を図るとともに、建設業者の調達を含め復旧・復興に向けた体制の構築に取り組む。

2 防災情報の的確な伝達

- (1) 必要に応じてハザードマップの見直しをするとともに、防災情報の収集・伝達体制の強化を推進する。
- (2) 防災行政無線や緊急速報メール（エリアメール）等を用いて気象情報等を的確に伝達するとともに、住民避難のためのタイムラインを策定する。

3 各種機関との連携強化

- (1) 浸水区域における避難者を迅速に救助するため、消防機関や自衛隊、警察と連携した救助体制の構築を推進する。

【目標指標】

| | 目標指標 | 単位 | 現況値 (H29(2017)年度) | 目標値 (2021年度末) |
|---|------------------------------|----|----------------------|------------------|
| 1 | 河川（手取川、高橋川、安原川、西川、熊田川）の護岸整備率 | % | 84.8 | 86.0 |
| 2 | 公共下水道雨水幹線整備率 | % | 12.3 | 13.5 |
| 3 | 森林環境整備事業による 森林整備面積 | ha | 45.15 | 81.00 |

【関連する計画等】

- 1 総合防災マップ（平成31年3月策定）

土砂災害・火山噴火による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 1 土砂災害等の発生による孤立集落の発生を未然に防止するための対策が必要
- 2 市民に対し迅速で適切な災害情報の伝達が必要
- 3 中山間地域をはじめとした集落の孤立を防止し、日常機能の低下を極力避けるための対策が必要
- 4 火山災害発生時の情報収集や住民への避難対策が必要

【推進方針】

1 土砂災害への対応の強化

- (1) 砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等による整備を推進するよう県に対し働きかけ、災害の未然防止を図る。
- (2) がけ崩れのおそれのある箇所「急傾斜地崩壊危険区域」への指定等、土砂災害を起こすおそれのある箇所の指定を県に積極的に働きかける。
- (3) 砂防関連施設で老朽化が進んでいるものについては、修繕や更新等を積極的に県に働きかける。
- (4) ハザードマップにより危険性や早期避難の重要性に関する啓発を継続するとともに、土砂災害警戒情報の緊急速報メール等により迅速でわかりやすい情報を提供する。
- (5) 土砂災害に伴う避難勧告等の発令基準を予め定めることで、市民に対する迅速な情報伝達と避難の呼びかけを行う。

2 火山噴火への対応の強化

- (1) 白山火山防災協議会において、国のガイドライン等を踏まえた退避壕等の必要性や、山小屋や観光施設、宿泊施設等と連携した、情報の収集・伝達体制の整備、避難及び救助対策について検討する。
- (2) 県と連携して登山届の提出促進のための環境整備に努めるほか、事業者と連携して緊急速報メールの活用や電波通信状況を改善するよう努める。

【目標指標】

| | 目標指標 | 単位 | 現況値 (H29(2017)年度) | 目標値 (2021年度末) |
|---|------------------------------|----|----------------------|------------------|
| 1 | 土砂災害と火山噴火に備えた関係施設の避難確保計画の策定数 | 箇所 | 6 | 17 |

【関連する計画等】

- 1 土砂災害ハザードマップ（平成22年4月策定）
- 2 白山火山防災計画（平成27年6月策定）
- 3 白山の火山活動が活発化した場合の避難計画（平成29年3月策定）

1-5

情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 1 住民等への情報伝達体制の強化が必要
- 2 市民の防災意識を向上させる取り組みが必要
- 3 防災教育や防災活動の推進が必要

【推進方針】

1 住民等への情報伝達体制の強化

- (1) 防災行政無線をはじめ、テレビやラジオ、インターネット、衛星携帯電話、Jアラート、Lアラート等、情報伝達手段の整備にICTを活用する。
- (2) 市民に避難指示等の防災情報を確実に伝達するために、緊急速報メールやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等も利用した情報伝達手段の多様化を図るとともに、通信設備の充実強化を図る。

2 防災意識の向上及び防災活動の推進

- (1) 市民への広報活動や防災研修を通じ、防災知識の向上や災害に対する備えの重要性を啓発するとともに、地域が防災活動を推進するための施設や資機材の整備、訓練への助成等により自主防災組織の活性化を促進する。
- (2) 防災士をはじめとする地域の防災リーダー育成や事業者の業務継続計画の策定を促進する等、避難意識の向上を推進する。
- (3) 実践的な避難訓練を通して、自らが命を守る主体者として適切な行動がとれるように防災教育を推進するとともに、身近な安全対策（耐震化、家具固定等）を発信する防災活動や、将来の地域防災を担う人材を育成するための教育を推進し、地域防災力の向上を推進する。

【目標指標】

| | 目標指標 | 単位 | 現況値 (H29(2017)年度) | 目標値 (2021年度末) |
|---|------------------------------|----|----------------------|------------------|
| 1 | 自主防災組織の設置率 (1-1再掲) | % | 92 | 100 |
| 2 | 防災士数(1-1再掲) | 人 | 361 | 600 |
| 3 | 防災行政無線(戸別受信機)の 整備率(1-2再掲) | % | 15 | 100 |

【脆弱性の評価】

- 1 道路管理者間（国・県・市・近隣市町）の相互応援と除雪体制の強化が必要
- 2 緊急時における確実な消防車両の出動や、消防水利の確保が必要
- 3 町内会をはじめとした、市民の協力体制が必要
- 4 自力での屋根雪下ろしが困難な世帯への屋根雪下ろしの支援が必要
- 5 孤立が予想される地域の連絡体制の強化や世帯情報等の確認が必要
- 6 交通対策に向けた取り組みの強化が必要

【推進方針】

1 除雪体制の強化

- (1) 降雪状況に応じて、積雪観測地点での降雪量及び現地パトロール調査結果に基づき出動時期を適切に判断し、10cm以上の降雪により出動する。
- (2) 局地的な大雪にも対応できる除雪体制を構築する。
- (3) 幹線市道（バス路線、緊急避難道路等）については、最優先の除雪を行うとともに、道路管理者間の相互応援等、除雪体制の強化によるライフラインの確保を図る。
- (4) 住宅密集地や人家連たん部の狭隘な道路においては、降雪状況に応じて排雪を実施する。
- (5) 急勾配、急カーブ、橋梁、日陰区間等においては、スリップ事故等の防止のため凍結防止剤の散布に努める。
- (6) 消融雪設備を整備する基準等を構築し、物資輸送ネットワークの確保と地下水資源の保全を図る。
- (7) 消融雪装置施設の適切な維持管理を行う。
- (8) 市が保有する除雪機械の計画的な更新や民間の除雪業者の支援を継続的に行うとともに、除雪オペレーターの人材育成に努め、大雪時の除雪体制の整備を図る。
- (9) 消防車両の出動や消防水利の確保に支障がないよう、消火栓、防火水槽、消防ポンプ車格納庫等、必要な箇所の除雪を実施する。
- (10) 町内会をはじめとする各種団体による除雪の協力を促進する。
- (11) 自力での屋根雪下ろしが困難な世帯に対し、屋根雪下ろし業者の団体等を紹介する。

2 孤立集落への迅速な対応の実施

- (1) 孤立集落の被災状況が確認された際に、迅速な救助や救援が行えるよう、関係機関と事前に調整を図る。

3 交通対策に向けた取り組みの推進

- (1) 公共交通機関（路線バス、鉄道等）の運行状況等を適時的確に把握し、問い合わせ等への対応や広報を行う。
- (2) 道路渋滞が発生した際には、ホームページ等により渋滞情報を広報周知するとともに、不要不急の外出を抑制する。
- (3) 渋滞が長期化し、支援が必要な場合には、飲料、食料、燃料の提供を行う。

【目標指標】

| | 目標指標 | 単位 | 現況値 (H29(2017)年度) | 目標値 (2021年度末) |
|---|---------|----|----------------------|------------------|
| 1 | 市内除雪業者数 | 件 | 123 | 150 |

【関連する計画等】

- 1 雪害対策要綱・実施要領（毎年度見直し）

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1

多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

【脆弱性の評価】

- 1 中山間地域における地域防災力の向上が必要
- 2 緊急輸送道路の迂回路となる支援道路（既存道路を含む）の整備が必要

【推進方針】

1 地域の防災力・災害対応力の向上（1-1再掲）

- (1) 地域の災害対応力の向上を図るために、防災士の育成を図るとともに、自主防災組織の訓練の実施率を高める。
- (2) 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、名簿の作成や個別計画の策定、避難訓練の支援等を推進し、地域と連携した避難支援体制を構築する。
- (3) 防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等について、啓発をし、地震発生時の出火防止の徹底を推進する。
- (4) 災害用ドローンの導入等、先進の防災技術を駆使して、複雑多様化する災害に対応できる消防体制を構築する。
- (5) 消防団員を確保し、災害対応能力の向上と地域への防災指導力を強化する。
- (6) 各消防分団に配備している消防ポンプ車を順次更新することにより、地域防災力の充実強化を図る。

2 緊急輸送道路の確保

- (1) 交通ネットワークの遮断により中山間地域の孤立する集落を防止するため、幹線道路以外の橋梁の耐震化や狭隘道路の改良等を推進する。
- (2) 山間部における孤立集落の発生を防止するために、幹線道路以外の迂回路となり得る林道の整備を推進する。

【目標指標】

| | 目標指標 | 単位 | 現況値 (H29(2017)年度) | 目標値 (2021年度末) |
|---|----------------|----|----------------------|------------------|
| 1 | 防災士数（1-1再掲） | 人 | 361 | 600 |
| 2 | 広域基幹林道白木峠線の進捗率 | % | 79.7 | (2034年度末)100.0 |

【関連する計画等】

- 1 雪害対策要綱・実施要領（毎年度見直し）

2-2

被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【脆弱性の評価】

- 1 災害時の医療体制や搬送体制の整備が必要
- 2 医療・福祉施設の耐震化や防火体制の強化が必要
- 3 災害拠点病院としての機能の維持向上が必要
- 4 医療機関間での連携や医療物資搬送のための道路網確保が必要

【推進方針】

1 医療・福祉機能等の整備

- (1) 災害時にDMATや医薬品等のニーズ把握、支援要請等を的確に行うため、関係機関と連携した情報伝達訓練や災害医療訓練を実施し、災害時医療体制や搬送体制の整備を推進する。
- (2) 医療施設の耐震化や業務継続計画の策定、災害時医療活動資機材の整備等、医療活動に必要な対策を促進する。
- (3) 災害拠点病院である公立松任石川中央病院について、防災訓練、広域搬送訓練や集団救急訓練等を通じて機能の維持向上を図る。
- (4) 社会福祉施設の耐震化や防火体制の強化について、助成制度の一層の周知を図り、取り組みを推進する。(1-1再掲)

2 搬送経路の確保

- (1) 電柱倒壊による道路閉塞を回避するため、幹線道路の無電柱化を推進する。(1-1再掲)
- (2) 緊急輸送道路等の重要路線を優先して耐震性を強化する。(1-1再掲)

【目標指標】

| | 目標指標 | 単位 | 現況値 (H29(2017)年度) | 目標値 (2021年度末) |
|---|---------------------------|----|----------------------|------------------|
| 1 | 白山石川医療企業団の 医療従事者用食糧備蓄量 | 日 | 0 | 3 |
| 2 | 緊急時受入簡易ベッド数 | 台 | 120 | 200 |
| 3 | 衛星携帯電話保有数 | 台 | 3 | 4 |

【関連する計画等】

- 1 公立松任石川中央病院業務継続計画（平成25年4月策定、平成29年12月改定）
- 2 公立つるぎ病院事業継続計画（平成27年11月策定、平成30年4月改定）

【脆弱性の評価】

- 1 救急救助機関が機能を維持するための対策が必要
- 2 救急救助機関における情報の収集伝達機能の強化が必要
- 3 消防水利の整備が必要
- 4 警察や自衛隊との連携強化や要支援者の救助体制構築が必要
- 5 消防広域応援体制の強化や受援体制の整備が必要
- 6 浸水区域で取り残された人の救助体制の構築が必要
- 7 救助活動に支障を来さない道路整備が必要
- 8 消防団や自主防災組織の連携強化を図り地域防災力を向上させることが必要（1-1再掲）

【推進方針】**1 応急活動を担う機関の機能強化**

- (1) 通信基盤や指令システムの高度化、情報通信手段の多様化等により、消防や救急活動における情報の伝達収集機能を充実強化する。
- (2) 地震により消火栓が使用できないことを想定し、防火水槽の効果的な配置や自然水利の利用を図る。
- (3) 被害想定に応じて必要な装備・資機材を整備し、救助・救急機関の災害対応力の強化を着実に推進する。

2 応急活動の効率的な展開

- (1) 災害対策本部・消防・警察・自衛隊等の救助・救出活動機関の連携を強化し、要救助者や資機材の情報共有や連絡体制の強化を図るとともに、各関係機関との連携訓練によりその実効性を高める。
- (2) 大規模災害時の消防広域応援体制について、他府県緊急消防援助隊と連携する中部ブロック合同訓練に出場し、災害救助技術の向上及び消防広域応援体制の強化を図る。
- (3) 災害発生時に対策本部や救急・救助機関の機能を維持するために、通信手段・非常用電源の確保や水・食料・燃料の備蓄等、必要な対策を講じる。
- (4) 消防団の定数確保や車両・資機材の充実等により消防団の活動能力向上を図るとともに、自主防災組織と連携した防災訓練等の取り組みを推進する。
- (5) バイスタンダー（救急現場に居合わせた市民）の育成や地域防災力の強化を推進する。
- (6) 電柱倒壊による道路閉塞を回避するため、幹線道路の無電柱化を推進する。（1-1再掲）
- (7) 緊急輸送道路等の重要路線を優先して耐震性を強化する。（1-1再掲）

3 地域の防災力・災害対応力の向上（1-1再掲）

- (1) 地域の災害対応力の向上を図るために、防災士の育成を図るとともに、自主防災組織の訓練の実施率を高める。
- (2) 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、名簿の作成や個別計画の策定、避難訓練の支援等を推進し、地域と連携した避難支援体制を構築する。
- (3) 防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等について、啓発をし、地震発生時の出火防止の徹底を推進する。
- (4) 災害用ドローンの導入等、先進の防災技術を駆使して、複雑多様化する災害に対応できる消防体制を構築する。
- (5) 消防団員を確保し、災害対応能力の向上と地域への防災指導力を強化する。
- (6) 各消防分団に配備している消防ポンプ車を順次更新することにより、地域防災力の充実強化を図る。

【目標指標】

| | 目標指標 | 単位 | 現況値 (H29(2017)年度) | 目標値 (2021年度末) |
|---|-----------------|----|----------------------|------------------|
| 1 | 消防団員の充足率(1-1再掲) | % | 89 | 100 |
| 2 | 緊急消防援助隊登録数 | 隊 | 8 | 9 |
| 3 | バイスタンダーの育成 | 人 | 47,000 | 55,500 |

2-4

食料等の安定供給の停滞

【脆弱性の評価】

- 1 避難所や家庭、事業所での防災用品の備蓄が必要
- 2 応援協定業者と連携し機能強化に向けた取り組みが必要
- 3 上水道の応急給水体制の整備が必要
- 4 交通ネットワークにおける災害対応力の向上が必要

【推進方針】

1 関係機関と連携した防災用品の備蓄の推進

- (1) 二次避難施設への食糧等の備蓄品を充実強化するとともに、家庭や民間事業所での備蓄を啓発し、県、市、民間事業者、地域団体等と連携して備蓄を推進する。
- (2) 生活必需品の調達について、事業者等との応援協定が災害時に機能するよう連携を強化する。

2 上水道の応急給水体制の整備促進

- (1) 上水道施設の各種資機材の整備等による応急給水体制の整備や広域的な応援体制の構築を進める。

3 災害に対応した交通ネットワークの向上

- (1) 関係行政機関による国道、高速道路や主要地方道等の基幹的交通ネットワークの災害対応力の強化を働きかけるとともに、救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路の点検や橋梁の耐震化を推進することにより、輸送手段の安全確保を図る。

【目標指標】

| | 目標指標 | 単位 | 現況値 (H29(2017)年度) | 目標値 (2021年度末) |
|---|---------------------------------------|----|----------------------|------------------|
| 1 | 二次避難施設への防災備蓄品の配備数 | 施設 | 30 | 40 |
| 2 | 給水タンクの数 (設置型組立式 1 m ³) | 個 | 2 | 10 |
| 3 | 給水袋の数 (リェックタイプ 6ℓ) | 袋 | 2,990 | 13,000 |

2-5

被災地における感染症等の大規模発生

【脆弱性の評価】

- 1 避難所における感染症の予防対策が必要
- 2 災害時に適切にし尿を処理する体制整備が必要

【推進方針】

1 避難所で感染症対策の推進

- (1) 平時からの感染症予防対策（手洗い、うがい等）の啓発や予防接種を推進するとともに、災害時の避難所における手指消毒剤等の衛生用品の整備に努める。

2 災害時におけるトイレの調達手段の確立

- (1) 平時から災害時に起こりうる事態を具体的に想定し、必要なトイレの数を試算し、携帯トイレ等の備蓄、マンホールトイレ等の整備を推進するとともに、災害時におけるトイレの調達手段の確立を図る。
(携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ)

【目標指標】

| | 目標指標 | 単位 | 現況値 (H29(2017)年度) | 目標値 (2021年度末) |
|---|----------------------|----|----------------------|------------------|
| 1 | 麻しん・風しんワクチンの接種率（Ⅰ期※） | % | 93.8 | 95.0以上 |
| 2 | 麻しん・風しんワクチンの接種率（Ⅱ期※） | % | 92.1 | 95.0以上 |
| 3 | マンホールトイレの数 | 基 | 10 | 50 |

※Ⅰ期：生後12～24ヶ月未満の者

Ⅱ期：小学校就学前1年間の者

多数の避難者により避難所・福祉避難所での避難生活が困難となる事態

【脆弱性の評価】

- 1 迅速な避難所の開設や運営体制の構築が必要
- 2 避難所における災害用備蓄品や防災資機材の充実強化が必要
- 3 避難生活の長期化に向けた支援体制が必要
- 4 被災者の早期の生活再建を支援する体制の構築が必要
- 5 避難所の整備が必要

【推進方針】

1 迅速な避難所の開設及び運営

- (1) 市職員や施設管理者、自主防災組織との連携により、避難所の開設・運営が迅速にできる協力体制を構築する。
- (2) 指定避難所の災害用備蓄品や防災資機材の充実を図り、避難所施設の機能向上を推進する。
- (3) 観光客や外国人をはじめ、地理に不慣れな人に対する避難所への誘導體制を図る。
- (4) 避難行動要支援者の受け入れ強化を図るため、福祉避難所としての設備や機能を兼ね備えた施設との協定を推進する。

2 避難生活の長期化に対する支援体制の整備

- (1) 多様な避難所でのニーズや要支援者の特性を考慮し、避難者が安心して生活できる場を提供するとともに、福祉サービスや保健医療サービスの提供や衛生的な生活環境の維持、災害情報や安否確認等の情報支援、専門家による心のケア等、関係部局・機関と連携を図り、避難者の支援体制を整備する。
- (2) 被災者の早期の生活再建を支援するため、り災証明発行、ライフラインの復旧、応急仮設住宅や復興住宅の供給等を早期に実行するための体制を整備する。
- (3) 避難者が快適に生活できる場を提供するために、避難所の整備を推進する。

【目標指標】

| | 目標指標 | 単位 | 現況値 (H29(2017)年度) | 目標値 (2021年度末) |
|---|-----------------------|----|----------------------|------------------|
| 1 | 自主防災組織の設置率 (1-1再掲) | % | 92 | 100 |
| 2 | 福祉避難所の設置数 | 箇所 | 35 | 41 |

【関連する計画等】

- 1 白山市避難所運営マニュアル（平成28年3月策定、平成29年12月改訂）
- 2 ふるさと安心高齢者プラン（第7期）（平成30年3月策定）
- 3 共生のまち白山プラン（平成30年3月策定）

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1

行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

【脆弱性の評価】

- 1 業務継続計画に基づく行政機関の機能保持が必要
- 2 庁舎の耐震化や室内安全対策等、防災機能の強化が必要
- 3 業務継続に必要な通信機能、電源、燃料等の整備が必要
- 4 情報を共有するためのシステム整備や通信設備の充実が必要
- 5 広域応援協定の締結や受援計画の整備等、支援受入れに向けた体制づくりが必要

【推進方針】

1 行政機能の機能保持

- (1) 「白山市業務継続計画」（平成29年4月策定）に基づき、災害時の優先業務を最大限迅速・効果的に実施し、被害の軽減、復旧時間の短縮や発災直後の活動レベルの向上を図ることにより、業務継続体制を強化する。
- (2) 庁舎や公共施設の室内安全対策や各種データの喪失対策を推進するとともに、業務継続に必要な通信機能、電源、燃料、車両、資機材等の整備を推進する。
- (3) 有線通信の途絶に備え、防災行政無線（衛星系）や衛星携帯電話の整備等の災害時の通信手段の多重化を図る。

2 支援人員の受入れ体制の構築

- (1) 行政人員の絶対的不足に備え、広域応援協定の締結や受援体制の整備等、支援人員の受入れ体制を構築する。
- (2) 応急活動の長期化による職員の身体的、精神的な疲労に対するケア体制を検討する。

【目標指標】

| | 目標指標 | 単位 | 現況値 (H29(2017)年度) | 目標値 (2021年度末) |
|---|--------------|----|----------------------|------------------|
| 1 | 災害時相互応援協定締結数 | 件 | 59 | 70 |

【関連する計画等】

- 1 白山市業務継続計画（平成29年4月策定）

4 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

4-1

ライフライン（上下水道、電気、情報通信、燃料等）の長期間にわたる機能停止及び風評被害等による経済活動の停滞

【脆弱性の評価】

- 1 物流拠点をつなぐ道路ネットワークの拡大が必要
- 2 上水道施設の耐震化が必要
- 3 下水道施設の耐震化が必要
- 4 電力・情報通信業者との情報共有体制の整備が必要
- 5 燃料供給業者との連絡体制の連携強化が必要
- 6 エネルギー不足に備え、燃料の備蓄や災害対応型給油所の整備が必要
- 7 安全装置を装着した燃焼機器の普及促進が必要
- 8 業務継続計画の策定等、企業の事業活動を継続するための取り組みが必要

【推進方針】

1 災害に対応した交通ネットワークの向上

- (1) 関係行政機関による国道、高速道路や主要地方道等の基幹的交通ネットワークの災害対応力の強化を働きかけるとともに、救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路の点検や橋梁の耐震化を推進することにより、輸送手段の安全確保を図る。（2-4再掲）

2 上水道施設の耐震化等の推進

- (1) 上水道施設の耐震化や管路の老朽化対策、幹線管路のネットワーク化を推進する。

3 下水道施設等の耐震化及び更新の促進

- (1) 下水道施設やし尿処理施設の計画的な維持管理、耐震化及び更新を促進する。

4 各種事業者との連携強化

- (1) 災害時の電力や情報通信の不通を迅速に回復するため、電力・情報通信業者との情報共有体制について連携強化を図るとともに、臨時の携帯電話基地局や特設公衆電話等の活用による情報伝達体制の強化を図る。
- (2) 災害時に燃料不足に陥り、応急対策の遅れ等が生じることを防ぐため、民間事業者等との石油等の燃料を確保するための協定等が、災害時において確実に機能するよう、平時から連絡体制を強化する。
- (3) エネルギーの供給停止に備え、災害対応型給油所の整備を図る。

5 減災への取り組みの推進

- (1) 石油やガス機器の耐震化やマイコンメーターの設置促進等、減災に繋がる安全機器の対策を図る。

6 事業者による業務継続計画策定の促進

- (1) 事業者による業務継続計画の策定を推奨し、災害発生時に企業の事業活動を継続するための取り組みを促進する。

【目標指標】

| | 目標指標 | 単位 | 現況値 (H29(2017)年度) | 目標値 (2021年度末) |
|---|-----------------------------------|----|----------------------|------------------|
| 1 | 上水道基幹管路の耐震化率 (白山市としてφ150以上と設定) | % | 25.6 | 38.9 |
| 2 | マンホール浮上対策実施数 | 基 | 26 | 210 |

【関連する計画等】

- 1 白山市水道事業ビジョン（平成30年3月策定）
- 2 白山市水道事業業務継続計画（平成30年4月策定）
- 3 白山市公共下水道総合地震対策計画（平成27年2月策定）
- 4 白山市下水道事業業務継続計画（平成30年4月策定）

5 制御不能な二次災害を発生させない

5-1

農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【脆弱性の評価】

- 1 地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理の推進が必要
- 2 災害に強い森林づくりが必要
- 3 新たな農林業の担い手の確保、育成が必要

【推進方針】

1 農地・農業水利施設等の保全管理の推進

- (1) 地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を実施するため、多面的機能支払、中山間地域等直接支払に取り組む集落の増加を図る。

2 災害に強い森林づくりの推進

- (1) 森林の公益的機能を持続的に発揮し続けていくため、多様で健全な森林の整備や保全、集中豪雨等による崩壊地の復旧、森林施業の低コスト化、県産材の利用促進、鳥獣被害等の防止等、森林整備を計画的に推進する。

3 農林業の担い手の確保・育成

- (1) 農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、新たに農林業に従事する者や農業参入する企業等の意欲ある多様な担い手の確保・育成を図り、持続可能な農林業に資する取り組みを推進する。

【目標指標】

| | 目標指標 | 単位 | 現況値 (H29(2017)年度) | 目標値 (2021年度末) |
|---|------------------------|----------------|----------------------|------------------|
| 1 | 農業・農村多面的機能支払 事業取組面積 | ha | 3,631.5 | 3,750.0 |
| 2 | 市産材の搬出量 | m ³ | 5,805 | 9,700 |

【関連する計画等】

- 1 農業振興地域整備計画（平成17年12月策定、平成29年10月改訂）
- 2 白山市における農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画（平成27年4月策定）
- 3 白山市森づくりプラン（白山市森林整備計画書）（平成19年3月策定、29年3月改訂）

6 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

6-1

基幹インフラの損壊、地域交通ネットワークが分断により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価】

- 1 緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの多重化が必要
- 2 緊急輸送道路の防災・減災対策が必要
- 3 緊急輸送道路の迂回路となり得る複数の輸送ルートの確保が必要
- 4 漁港施設の老朽化対策が必要

【推進方針】

1 災害に対応した交通ネットワークの向上

- (1) 関係行政機関による国道、高速道路や主要地方道等の基幹的交通ネットワークの災害対応力の強化を働きかけるとともに、救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路の点検や橋梁の耐震化を推進することにより、輸送手段の安全確保を図る。(2-4再掲)
- (2) 市が保有・管理するインフラ資産について、総合的かつ計画的な管理を推進するための基本方針となる「白山市公共施設等総合管理計画」(平成27年3月策定)に基づき、計画的な維持管理・更新に取り組む。
- (3) 建設業協会や建設コンサルタント協会等との協定に基づく災害訓練を実施する等、平常時から応急復旧体制を整備するとともに、早期復旧に向けた指導・助言を得るため、学識経験者との連携強化を図る。

2 複数の輸送ルートの確保

- (1) 山間部における孤立集落の発生を防止するために、緊急輸送道路の迂回路となり得る林道の整備を推進する。(2-1再掲)

3 漁港施設の老朽化対策の推進

- (1) 水産物供給基盤機能保全事業基本計画に基づき、漁港施設の計画的な点検や補修等を行うことにより、施設の適切な維持管理に取り組む。

【目標指標】

| | 目標指標 | 単位 | 現況値 (H29(2017)年度) | 目標値 (2021年度末) |
|---|-----------------------|----|----------------------|------------------|
| 1 | 広域基幹林道白木峠線の進捗率(2-1再掲) | % | 79.7 | (2034年度末)100.0 |

【関連する計画等】

- 1 白山市公共施設等総合管理計画 (平成27年3月策定)

6-2

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞及び有害物質の大規模拡散・流出により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価】

- 1 災害廃棄物処理計画による体制整備が必要
- 2 災害廃棄物の適切な処理ルートが確立が必要
- 3 災害廃棄物の一時仮置場の確保が必要
- 4 廃棄物処理業者との連携による災害時処理体制の構築が必要
- 5 大量の廃棄物を最終処分するため他市町との連携や支援が必要
- 6 ごみの減量化やリサイクル向上に向けた取り組みが必要
- 7 有害物質の漏えい等の防止対策についての周知が必要

【推進方針】

1 災害廃棄物の処理対策の推進

- (1) 市民・事業者・行政の連携に基づく災害廃棄物の円滑な処理体制の整備を推進する。
- (2) 適正処理が困難な災害廃棄物の大量発生に備え、当該廃棄物の処理ルート及び仮置場等を確保する。
- (3) 民間の廃棄物処理業者及び関連団体との協定締結を推進し、災害廃棄物の迅速な処理体制を構築する。
- (4) 大規模災害に対応した、他市町との相互援助協定を締結し、他市町間での支援の調整を行う。

2 有害物質の漏えい等の防止体制の構築

- (1) 有害物質の流出に迅速に対応するため、有害物質の流出情報を関係者で共有し、市民に対して適切に周知できる体制を構築する。

3 ごみの減量化やリサイクルの向上

- (1) 災害廃棄物等を焼却できる残余能力を確保するため、平時からごみ減量化やリサイクルの向上を図る。
- (2) 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理及び衛生面、リユース、リサイクルの観点から、仮置場では搬入時から可能な限り種類別に分別して保管し、処理期間の短縮及びリサイクルの向上を図る。

【目標指標】

| | 目標指標 | 単位 | 現況値 (H29(2017)年度) | 目標値 (2021年度末) |
|---|-------------------|-------|----------------------|------------------|
| 1 | 家庭系ごみの1人1日当たりの排出量 | g/人・日 | 542 | 517 |
| 2 | 事業系ごみの総排出量 | t/年 | 13,641 | 13,627 |
| 3 | ごみリサイクル率 | % | 17.9 | 23.2 |

【関連する計画等】

- 1 第3次白山市環境基本計画（平成28年3月策定）
- 2 白山市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成27年3月策定）

【脆弱性の評価】

- 1 市民一人ひとりの災害対応力の向上が必要
- 2 防災士の育成と自主防災組織の強化が必要
- 3 災害ボランティアの活動環境を整備することが必要
- 4 建設業者の担い手の確保や育成に取り組むことが必要
- 5 円滑な復興・復旧を図るために地籍調査の推進が必要

【推進方針】**1 地域の防災力・災害対応力の向上（1-1再掲）**

- (1) 地域の災害対応力の向上を図るために、防災士の育成を図るとともに、自主防災組織の訓練の実施率を高める。
- (2) 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、名簿の作成や個別計画の策定、避難訓練の支援等を推進し、地域と連携した避難支援体制を構築する。
- (3) 防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等について、啓発をし、地震発生時の出火防止の徹底を推進する。
- (4) 災害用ドローンの導入等、先進の防災技術を駆使して、複雑多様化する災害に対応できる消防体制を構築する。
- (5) 消防団員を確保し、災害対応能力の向上と地域への防災指導力を強化する。
- (6) 各消防分団に配備している消防ポンプ車を順次更新することにより、地域防災力の充実強化を図る。

2 災害ボランティアの活動環境の整備

- (1) 被災時のボランティア活動が安全かつ円滑に行われるよう、関係機関と連携をとりながら、ボランティア活動の環境整備を図る。

3 建設産業の担い手確保・育成

- (1) 社会資本の整備や除雪・災害時の対応等、地域の安全・安心を確保するため、業界団体と行政及び市民（住民）が連携して、担い手の確保・育成、市民協働に取り組む。

4 地籍調査の推進

- (1) 災害後の円滑な復旧・復興を図るため、地籍調査を推進する。

【目標指標】

| | 目標指標 | 単位 | 現況値 (H29(2017)年度) | 目標値 (2021年度末) |
|---|-----------------------|----|----------------------|------------------|
| 1 | 防災士数（1-1再掲） | 人 | 361 | 600 |
| 2 | 自主防災組織の設置率 （1-1再掲） | % | 92 | 100 |
| 3 | 地籍調査の対象面積に対する 進捗率 | % | 78.5 | 80.0 |

IV 計画の推進

計画の推進にあたっては、起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針で設定した指標等により、進捗状況を把握しながら、全庁連携により、本計画を着実に推進する。

また、今後の社会情勢の変化や、国、県等の国土強靱化に係る取り組みの進捗状況等を考慮しながら、必要な見直しを行うことを基本とする。

白山市国土強靱化地域計画

発行 平成31年（2019年） 3月
改訂 令和 2年（2020年） 3月
令和 3年（2021年） 3月
発行 白山市
〒924-8688
石川県白山市倉光二丁目1番地
編集 白山市企画振興部企画課